

管 区 事 務 所  
〒162-0805  
東京都新宿区矢来町65番  
電話 (03)5228-3171  
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE  
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku  
Tokyo 162-0805, Japan  
Tel. 81-3-5228-3171  
Fax. 81-3-5228-3175

## 死刑執行に憤りをもって強く抗議します

内閣総理大臣 安倍晋三様  
法務大臣 長勢甚遠様

2006年12月25日、東京、大阪、広島各拘置所において、秋山芳光さん、藤波芳夫さん、福岡道雄さん、日高広明さんに死刑が執行されたことに対し、ここに私たちは強く抗議致します。

日本聖公会は、イギリス国教会の流れをくむキリスト教会の一教派で、世界に1億人の信徒を有しております。これまで、教派を超えて多くのキリスト者と共に、世界の人々の正義と人権を守るため、様々な努力を重ねております。

私たちはキリスト者の信仰に立って、神によって創造された全ての人の生命とその尊厳を守るために、死刑制度の廃止を訴えて参りました。また、死刑制度は「残虐な刑罰」を禁じた日本国憲法第36条及び、「何人も拷問または残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取り扱いもしくは刑罰を受けることはない」と定めた、世界人権宣言(第5条)の精神に反するものです。刑罰として命までも奪う権利は国家にも、誰にも与えられていないと考えます。死刑は、国家による犯罪です。

更に死刑は、社会から犯罪者の排除と抹殺を意味し、悔い改めと更生への道を国家が奪うものであり、誤判により無実の人の命を奪う可能性も持っています。

この度の処刑は、死刑囚が100人を超えることを懸念し、また、死刑の執行者数の統計は年締めであり、今年の執行をゼロにするのは絶対に避けたい、とする政治的な判断に加え、国会審議に影響を与えにくい12月19日の国会閉会後で、12月23日の天皇誕生日の前は避けるという政治的背景が殊に働いた中での執行で、断じて許すことができません。

1989年の国連総会では「死刑廃止国際条約」が採択され、1991年に発効しております。死刑制度の廃止が世界的な流れであり、廃止国が存置国を上回っている状況の中で、死刑という恐怖心によって、犯罪を抑止しようとするのではなく、生命の尊厳を重んじる心を育てる教育こそが必要であり、冷静な議論を尽くすことが今、私たちに求められていると考えます。

この度の死刑執行に強く抗議すると共に、これ以上、死刑の執行をしないよう、また、1日も早い死刑制度の廃止を強く求めます。

2006年12月26日  
日本聖公会・正義と平和委員会  
委員長 谷 昌二  
〒162-0805 東京都新宿区矢来町65番地